

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
第1期中期目標期間 業務実績に関する評価書

令和4年11月
山陽小野田市公立大学法人評価委員会

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 はじめに ······ | 1 |
| 第 2 評価の仕組みについて ······ | 1 |
| 第 3 評価結果 | |
| 1 全体評価 ······ | 2 |
| 2 大項目別評価 ······ | 4 |
| 第 4 参考資料 | |
| 1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（平成 28 年度～令和 3 年度） ······ | 11 |
| 2 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方 ······ | 16 |
| 3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領 ······ | 17 |
| 4 山陽小野田市公立大学法人評価委員会 委員名簿 ······ | 20 |

第1 はじめに

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）における中期目標期間の業務実績評価（以下「期間評価」という。）は、地方独立行政法人法第78条の2の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が第1期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）に行った業務の実績について、中期目標の達成状況を確認する観点から、総合的に行うものである。

期間評価は、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

当評価委員会が行う評価が、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促すとともに、第2期中期目標期間において当該法人及び大学の更なる発展に寄与することを期待する。

第2 評価の仕組みについて

1 評価の根拠

地方独立行政法人法第78条の2

2 評価対象

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における第1期中期目標（平成28年度～令和3年度）の達成状況

3 評価要領

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領（令和4年6月山陽小野田市公立大学法人評価委員会決定）に基づき実施

4 評価の経緯

令和4年6月30日 法人から業務実績報告書の提出

9月20日 第1回評価委員会開催、法人の説明

10月24日 第2回評価委員会開催

11月2日 評価書原案の確定

11月2日 法人に評価書原案に対する意見照会

11月14日 評価書の確定

第3 評価結果

1 全体評価

中期目標の達成状況は概ね良好である

法人から提出された業務実績報告書を元にヒアリングを実施し、法人の第1期中期目標の達成状況について次のとおり評価を行った。

大項目別評価I～VIの6項目のうち、「I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」については、平成28年度から令和3年度までの6年間の年度評価のほとんどが「A」評定であり、中期目標に掲げた内容を着実に実施していると認められることから、『中期目標の達成状況は良好である』と評価した。なお、この6年間では、高い志願倍率の維持、学部横断型の教育プログラムの導入、専門家による就職・進学助言体制の充実、地域課題解決研究事業など、評価すべき取り組みが見受けられる。

上記以外の5項目については、平成28年度から令和3年度までの6年間の年度評価の半数以上が「B」評定である。中期目標に掲げた内容を概ね実施しているが、工学部における女性教員比率の増加や大学院の入学定員の増加など、引き続き取り組みを進めていただきたい事項もあることから、『中期目標の達成状況は

概ね良好である』と評価した。

以上のことを踏まえ、大項目別評価の結果を総合的に勘案した結果、全体評価は、『中期目標の達成状況は概ね良好である』と評価した。

山口東京理科大学の志願倍率は、平成28年度の公立化以降、全国の公立大学の中で常に3番目以内と高い水準を保っており、入学定員及び収容定員も充足している。また、平成30年度には西日本の公立大学では初となる薬学部を開学したことにより、県内外からの注目・期待ともに高まっている。

この期待に応えるためには、これまでに引き続き、理事長及び学長を中心として教職員が一丸となり、中期目標や中期計画を着実に実施し、大学が掲げる3つの基本理念である「世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな人材の育成」、「波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進」、「教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実」の実現に向けて取り組まれることが重要であると考える。

表1 中期目標期間における年度評価の大項目別評価

| 大項目別評価 | 年度評価の評定 | | | | | |
|--|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
| I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 | A | A | A | A | A | B |
| II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 | B | B | A | A | A | B |
| III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 | B | B | B | A | A | B |
| IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 | B | B | B | B | A | B |
| V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 | B | B | B | B | A | A |
| VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置 | B | B | A | B | A | A |

年度評価の評価基準
 A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調

表2 中期目標期間の評価における大項目別評価

| 大項目別評価（6項目） | 評定 | 評語 |
|--|----|-------------------|
| I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 | A | 中期目標の達成状況は良好である |
| II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
| III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
| IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
| V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
| VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置 | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |

2 大項目別評価

I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

| | |
|---|-----------------|
| A | 中期目標の達成状況は良好である |
|---|-----------------|

【中期目標期間における大項目 I の年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|--|----------|----------|--------|---------|---------|
| 評定 | A | A | A | A | A | B |
| 評価基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

- ・ 産学連携による実践型人材育成教育を行うアクティブ・ラーニング^{※1}「地域技術学」を開講し、協力企業が増えており、産学官連携の成果を上げた。
- ・ 教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD^{※2}研修）に積極的に取り組んだ。
- ・ 一般入試の志願倍率が計画を大幅に上回る水準となっており、入学定員及び収容定員ともに 100%を充足した。
- ・ 実務家教員の登用に積極的に取り組み、社会と有機的に連携した実践的な教育を展開した。

- ・ 学部横断型の教育プログラムとして「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム」を導入し、文部科学省の「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度^{※3}」において「リテラシーレベル・プラス」に選定された。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・ キャリアカウンセラーによる学生相談やハローワークジョブポーターによる進路相談を実施し、専門家による就職・進学に対する相談・助言体制を充実させた。
- ・ 公務員専門学校による公務員受験対策講座の開講や、教員採用試験対策講座の開講及び教育実習の訪問視察等を実施し、公務員及び公立又は私立学校教員を目指す学生の支援に取り組んだ。
- ・ 「地域産業論」の開講や市内・県内企業による学内企業説明会の開催、教職員による山口県内企業への訪問や採用に関する企業アンケートの実施等、地元企業の魅力を伝える取り組みを推進し、県内出身者の県内企業就職率向上のため、積極的に取り組んだ。
- ・ 学生が市内の路線バスを無料で利用できる公共交通活用フリーパスを導入し、学生の地域での活動の利便性の向上を図った。
- ・ 国の修学支援制度による授業料免除制度に加え、大学独

自の授業料免除制度により経済的に就学が困難で学業成績が優秀な学生の支援に取り組んだ。

- ・ 新型コロナワクチンの大学拠点接種を行うとともに、学生を対象とした無料のPCR検査を実施し、学生の感染予防に取り組んだ。

(3) 研究に関する目標を達成するための措置

- ・ 研究室公開や技術相談会を積極的に行い、産学連携を推進し、大学の研究成果の公表に取り組んだ。
- ・ 科学研究費補助金申請率が高い水準を維持し、外部資金獲得に向けて積極的に取り組んだ。
- ・ 地域課題の解決による地域産業の振興等への貢献を目的として、市内の公的機関、公共的団体等から研究課題を募集し、教員が研究活動を行う「地域課題解決研究事業」に取り組んだ。

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「A」評定（中期目標の達成状況は良好である）が相当である。

※1 アクティブラーニング：大学等におけるアクティブラーニングとは、一方向性による知識伝達型の学習方法ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、

調査学習等が含まれるが、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブラーニングの方法である。

※2 FD：ファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development)。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。

※3 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）：大学（大学院を除き、短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の正規の課程であって、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励することにより、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする制度。

II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置

B

中期目標の達成状況は概ね良好である

【中期目標期間における大項目Ⅱの年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|--|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 評定 | B | B | A | A | A | B |
| 評価 基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

(1) 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化

- 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを支援するための研究室公開・技術相談会の開催や「やまぐち産業維新展」に技術紹介ブースを出し、地域の技術力向上に取り組んだ。
- 市民を対象にした「大学開放授業」や県内の高等学校を対象にした「出前講義」や「体験学習」を積極的に開催した。

(2) 産業界との連携

- 大学の技術シーズと企業の技術ニーズとのマッチングを

図り、支援する調整役としてコーディネーターを配置し、連携案件の推進と特許取得の支援を行った。

(3) 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮

- 市が設置する各種委員会・審議会の委員に就任し、地域の課題解決に積極的に取り組んだ。

(4) 学生の地元定着

- 入学者に占める県内出身者の割合を高めるため、県内高校出身者を対象とした地域推薦を実施し、成果を上げた。

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「B」評定（中期目標の達成状況は概ね良好である）が相当である。

III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

B

中期目標の達成状況は概ね良好である

【中期目標期間における大項目Ⅲの年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|--|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 評定 | B | B | B | A | A | B |
| 評価 基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 理事会及び学長室会議の設置や担当理事制及び副学長制の導入により、理事長と学長を中心とした運営体制の強化に取り組んだ。
- ダイバーシティ^{※4}運営本部及びダイバーシティ推進室を設置し、女性活躍一般事業主行動計画を策定して積極的な業務執行体制の強化に取り組んだ。

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行うための取組を行った。

(3) 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 長期的な教員配置計画、採用方針及び採用方法等を集約した「教員人事関係取扱要項」を整備し、向こう 7 年間の教員採用計画であるガントチャート^{※5}を作成し、計画的な教員の採用を行っている。

(4) 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- インターネット出願の推進、学生アパート紹介業務、入試関連業務等の外部委託の活用を推進し、業務の効率化を行った。
- PCでの資料の閲覧、学内グループウェア内への PDF データの掲載等により、会議資料のペーパーレス化を推進し、業務の効率化に努めた。

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「B」評定（中期目標の達成状況は概ね良好である）が相当である。

※4 ダイバーシティ : Diversity。直訳すると「多様性」を意味する。集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好などさまざまな属性の人が集まった状態のこと。もともとは人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使われていたが、現在では多様な人材を登用し活用することで、組織の生産性や競争力を高める経営戦略として認知されている。

※5 ガントチャート : プロジェクトや生産管理などにおける工程管理に用いられる図表の一種で、プロジェクトなどの進行管理を視覚化するために用いられる。

IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

B

中期目標の達成状況は概ね良好である

【中期目標期間における大項目IVの年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|--|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 評定 | B | B | B | B | A | B |
| 評価 基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 外部講師を招いて外部資金及び競争的資金獲得に向けた研修会を開催するなど、自己収入の増加に積極的に取り組んだ。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 契約事務取扱要項に基づき、予定価格が 250 万円以上の物品及び役務のものは、原則として一般競争入札を経た契約を行うことで、厳格な予算執行に努めた。

(3) 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

- キャンパスマスターplanの着実な実施及びインフラ長寿命化計画の作成により、施設設備の運用改善及び有効活用が図られるとともに、適切かつ計画的な保守・管理が行われた。

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「B」評定（中期目標の達成状況は概ね良好である）が相当である。

V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

B 中期目標の達成状況は概ね良好である

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「B」評定（中期目標の達成状況は概ね良好である）が相当である。

【中期目標期間における大項目Vの年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|--|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 評定 | B | B | B | B | A | A |
| 評価 基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

- ・ 工学部の3学科について自己点検・評価を実施し、日本技術者教育認定機構（JABEE）に継続審査の申請を行い、認定を受けた。
- ・ 中期計画及び年度計画に対する自己点検及び評価の結果について要約した資料、山陽小野田市公立大学法人評価委員会による評価結果について、大学のホームページに掲載し、公表した。
- ・ 地域社会連携・地域貢献に関する「地域連携・社会貢献レポート」を大学のホームページに掲載し、公表した。

VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置

| | |
|---|-------------------|
| B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
|---|-------------------|

【中期目標期間における大項目VIの年度評価】

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|--|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 評定 | B | B | A | B | A | A |
| 評価 基準 | A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている | | | | | |

【特筆すべき事項及び評価できる事項】

(1) 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- 図書館利用者へのサービスの向上のために、図書及び電子ジャーナルの蔵書数の増加、書架及び閲覧スペースの拡充と、アクティブ・ラーニング室の設置を行った。

(2) 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

- 研究室等における薬品類の適正な保管管理、作業環境の安全管理等を強化するため、環境安全管理室の設置に向けて準備を進め、学生や研究従事者の健康保全及び安全衛生の確保に努めた。
- 薬品管理システムC R I Sの運用を開始し、薬品の一元

管理の強化を図るとともに、管理を適切に行うために「環境安全のしおり」を作成した。

(3) 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置

- 学生及び教職員を対象に防災講習会、防災訓練、煙避難訓練、消火訓練を実施した。
- 災害対応能力の向上を目指して学生消防団を結成するなど宇部・山陽小野田消防局と連携した。

以上、法人の取組実績を総合的に勘案すると、「B」評定（中期目標の達成状況は概ね良好である）が相当である。

第4 参考資料

1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（平成28年度～令和3年度）

目次

(基本的な目標)

- 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 教育研究等の質の向上に関する目標
- 第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標
- 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- 第5 財務内容の改善に関する目標
- 第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- 第7 その他業務運営に関する重要目標

(基本的な目標)

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）は、大学を設置し、及び管理・運営することにより、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。

今後、公立化により新しく生まれ変わる大学として地域創生における「知のローカル・ハブ」という役割を果たしていくに当たって、

- (1) 技術の進歩に素早く対応できる「確かな基礎学力」と「高度な専門知識」を身につけ、さらに深い教養と学際領域の幅広い知識、創造力と課題

解決能力を兼ね備えた、世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。

(2) 地域における知（地）の拠点として、さらなる産学官連携による地域社会と地域産業の振興、発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学へと進化する。

の2つを基本姿勢として、今後の大学運営を行っていく。

この基本的な目標の実現とあわせ、着実に成果を挙げるための安定した体制、仕組みを早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

次のとおり、学部及び大学院を置くものとする。

工学部：機械工学科、電気工学科、応用化学科

薬学部：薬学科

大学院：工学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等の充実

教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の的確な把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。

(2) 教員の教育能力向上の推進

設置基準に沿った教員数の確保と、教育活動に必要なバランスが配慮された構成に努める。また、教育点検・改善、教員評価や研修による教員の資質・能力向上に継続的に取り組んでいく。

(3) 学生の受入れに関する方針

入学者受入方針を明確にし、入学者選抜等を公正かつ適正な方法により実施して、入学者受け入れの方針に応じた学生の受入れを推進する。

2 学生への支援に関する目標

(1) 多様なニーズに対応した支援

学生が経済的に安定した環境で学修に取り組めるよう適切な支援を行う。また、学生に対する健康相談、心的相談、生活相談等を適切に行うとともに、学生支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを整備し、学生支援の改善に反映する。

(2) キャリア支援の充実

学生が自らの職業観、勤労観を培い、社会的・職業的自立を図るために必要な社会基盤力を身に付けることができるよう、キャリア支援・教育と就職・進学に対する相談及び助言体制を整備するなど、教育課程の内外に渡る支援を充実するとともに、地域の要請に応えた取組を促進する。

3 研究に関する目標

(1) 研究活動の活性化

先端科学・技術研究を推進するための研究者の自主的な独創性のある研究や、組織の枠組みを超えて戦略的に行う共同研究に加え、地域課題の解決や地域の特性をいかした研究を更に促進する。

(2) 研究成果の集積と公表

産学官連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、その成果を内外に発信する。

(3) 学術交流の促進

国内外の大学及び研究機関との交流の充実を図り、学術情報の相互交換、共同研究等を推進する。

(4) 研究倫理の徹底

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標

1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化

「知（地）の拠点」（地域コミュニティの中核的存在）として、生涯学習の学びの場を提供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を展開し、地域再生・活性化の拠点として地域貢献を図る。

2 産業界との連携

产学官の連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、新商品の開発や新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図る。

3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮

様々な地域の課題に対して、大学の持つ知的・人的資源を活用し、その解決に向けた調査研究や政策形成に寄与する役割を担う。

4 学生の地元定着

地域を支える課題探求能力と問題解決能力を備えた人材育成に努め、市内及び県内企業への就職支援を促進する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

大学設置の目的を達成するために定款で定める役員及び審議機関を置き、運営の仕組みとしての体制を構築し、経営と教学のコミュニケーションを円滑に保ちながら、迅速に意思決定を行える組織の確立を図る。

(1) 業務執行体制の強化

業務遂行の管理体制（目標管理制度、事業評価等）を構築し、理事長及び学長のガバナンスを含む権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を確保する。

(2) 人材育成の強化

法人の自律的な運営を支える教職員を育成するため、計画的に人材を採用し、教職員の資質・能力向上のための組織的な研修に取り組むとともに、成果に基づく人事考課制度を適正に運用する。

(3) 開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進

自己点検・評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。

(5) 他の教育機関等との連携

教育の質の保証や、研究活動の促進、高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理するため、国内外の大学・研究機関等との学術交流や学生の相互交流をはじめとした機能的かつ有意義な連携・交流を深める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される制度を導入することにより教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。

(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築

学部の枠を超えて、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

定員確保による学生納付金のほか、外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保により、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。

(1) 授業料等学生納付金

授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。

(2) 外部研究資金等の積極的導入

法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。このため、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標

地域に支えられた大学であることを踏まえ、自立的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の適正化を図る。また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進める。

3 資産の管理及び運用に関する目標

教育研究の水準の向上の視点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図るとともに、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を促進する。また、知的財産権の保護と効果的・効率的な民間への技術移転の推進のため、特許の申請や利用促進等について、積極的な取組を行う。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究及び組織運営の状況について自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部委員の意見を反映させるなど、その内容、方法の一層の充実に取り組む。また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民に開示する。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行い、全学的な見地から全ての施設の効率的・弾力的な運用を促進する。

2 安全衛生管理に関する目標

教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができる仕組みを確立する。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標

大学人として求められる研究倫理や社会規範の厳守等の法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。

第4 参考資料

2 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方

1 評価の目的

- (1) 評価により、山陽小野田市立山口東京理科大学の継続的な質的向上を促進すること
- (2) 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと

2 基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性、自主性、自律性に配慮しつつ、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務実績全体について総合的に行う。
- (3) 評価は、一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものとする。
- (4) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。
- (6) 評価の仕組みについては、必要に応じて工夫・改善を行う。

3 評価事項

- (1) 下記(2)及び(3)に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

(3) 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

4 評価方法

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定に基づき、中期目標期間における評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (2) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ア 項目別評価
中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。
 - イ 全体評価
項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。
- (3) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。
- (4) 評価の具体的な方法については、別途定める。

第4 参考資料

3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

中期目標期間の業務実績評価（期間評価）実施要領

第1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年規則第5号）に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。

第2 評価の目的

期間評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、もって、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

第3 評価の基本方針

期間評価は、中期目標の達成状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。

なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自律性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成状況を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第4 期間評価の実施時期

期間評価は、当該中期目標期間終了後、概ね5か月以内に実施するものとする。

第5 期間評価の実施方法

1 評価手法

期間評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人が中期計画に係る業務実績に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、大項目別に評価の上、中期目標の達成状況について総合的な評価（全体評価）を行う。

2 評価項目

評価項目は、別表1または別表3のとおりとする。

3 評価基準

評価に当たっては、別表2または別表4の取扱いを基本に、取組状況や外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価するものとする。

4 評価の手順

(1) 法人による実績報告・自己評価

法人は、別表1に定める中期計画の大項目ごとに業務実績を取りまとめ、別表2に定める評価基準により自己評価を行った上、業務実績報告書を作成し、中期目標期間終了後3か月以内に評価委員会に提出する。

(2) 評価委員会による検証・評価

ア 大項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人関係者からヒアリング等により検証の上、別表3に定める大項目ごとに、別表4に定める評価基準により、評価する。

イ 全体評価

評価委員会は、大項目別評価の結果を踏まえ、別表4に定める評価基準により、中期目標の全体的な達成状況を総合的に勘案して評価する。

5 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、上記4に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

第6 評価結果の取扱い

1 評価結果の通知及び公表

評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び山陽小野田市長に送付するとともに、山陽小野田市ホームページ等で公表する。

2 評価結果の活用・反映

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。

第7 評価方法の継続的な見直し

この要領については、期間評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

1) この実施要領は、令和4年6月21日から施行する。

別表1 期間評価における自己評価項目

| 評価項目 |
|--|
| 中期計画における6つの大項目 |
| I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 |
| II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 |
| III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 |
| IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 |
| V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 |
| VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置 |

別表2 期間評価における自己評価基準

| 評定 | 評語 |
|----|--------------------|
| A | 中期目標の達成状況は良好である |
| B | 中期目標の達成状況は概ね良好である |
| C | 中期目標の達成状況はやや不十分である |
| D | 中期目標の達成状況は不十分である |

別表3 期間評価における評価項目

| 評価区分 | 評価項目 |
|--------|--|
| 大項目別評価 | I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 |
| | II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 |
| | III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 |
| | IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 |
| | V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 |
| | VI. その他業務に関する重要目標を達成するための措置 |
| 全体評価 | 中期目標全体の達成状況 |

別表4 期間評価における評価基準

| 評価区分 | 評定 | 評語 | 評価の目安 |
|--------|----|--------------------|--------------------------------------|
| 大項目別評価 | A | 中期目標の達成状況は良好である | これまでに評価を行った中期計画の各年度計画進捗状況を総合的に勘案し、評価 |
| | B | 中期目標の達成状況は概ね良好である | |
| | C | 中期目標の達成状況はやや不十分である | |
| | D | 中期目標の達成状況は不十分である | |
| 全体評価 | | 中期目標の達成状況は良好である | 大項目別評価を総合的に勘案し、評価 |
| | | 中期目標の達成状況は概ね良好である | |
| | | 中期目標の達成状況はやや不十分である | |
| | | 中期目標の達成状況は不十分である | |

第4 参考資料

4 山陽小野田市公立大学法人評価委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

| 氏 名 | 役 職 等 | 備 考 |
|----------------------|-------------------------------|--------------|
| つつみ ひろもり 堤 宏 守 | 山口大学大学院 創成科学研究科 教授 | 委員長 |
| はまぐち ゆういち 濱 口 優 一 | 山口県病院薬剤師会 理事 小野田赤十字病院 薬剤課長 | 委員長の 職務代理 |
| ふじもと のりひこ 藤 本 典 彦 | 株式会社山口銀行小野田支店 支店長 | |

任期：令和3年(2021年) 7月1日～令和5年(2023年) 6月30日

